

<資料>

Enrique Semo; *Historia del Capitalismo en México: los orígenes / 1521-1763*, México: Era, 1973.

メキシコ資本主義史 ——その起源，1521-1763年——(V)

エンリケ・セーモ 著

原田金一郎 監訳

山中忍* 訳

第5章 スペイン人社会（労働）

I 経済外的強制

大多数のインディオ、黒人およびムラトが植民者のために直接に労働する場合、経済外的強制の制度のもとで労働を行った。奴隷制、エンコミエンダ、レパルティミエントおよびペオン制の関係下では、〔賃〕労働者のように経済的必要性に迫られて労働するのではなく、法的あるいは宗教的な正当化に依拠する直接の強制のもとで労働した。インディオや黒人が、自由な賃労働者として働くこともあったが、それは副次的で従属的な現象であった。他方、メスティソや貧しいスペイン人のほうが、賃労働者として働くことが多かった。しかしその多くは管理や監視の職務であったことを忘れてはならない。

多数の賃労働者層、すなわちプロレタリア層が存在するには、2つの条件が必要である。つまり、労働者がすべての生産手段を奪われていること、そしてその生産手段が少数の所有者の手に集中していることである（このことは一定の発展水準を前提としている）。このような条件は、ヌエバ・エスパニャには存在しなかった。多くの地域では、先住民は共同体の所有地やそれに対応する

*大阪外国語大学講師

用具を保持していた。その他の地域では広大な未開地が存在し、また必要な道具もきわめて原始的であるため、先住民は、経済的強制にもとづくいかなる搾取制度をも避けることができた。

スペイン人企業は、共同体内のインディオが到達していた技術的、社会的水準とはまったく異なる水準にあった。したがって企業内で労働させるには、先住民の習慣や行動を根本的に変える必要があった。さらに多くの企業（とくに鉱山において）は、先住民の居住地域から離れた荒蕪地または危険な土地、あるいはその両方の要素をもつ地域に位置していた。それゆえ、きわめて暴力的な強制のみがインディオを共同体から切り離し、苛酷な行進に向かわせることができたが、その途上で多くのインディオが命を失うことになった。

国王の有能な代理人たちは、経済外的強制が避けられないことを理解していた。聡明な副王として名高いメンドサは、1542年の強制労働の廃止をめざした改革〔インディアス新法〕を契機に、たとえ賃金を支払ってもインディオがスペイン人のために自発的に働くことはありえず、したがって経済外的強制の制度（奴隷制、エンコミエンダおよびレパルティミエント）の廃止は、必然的に鉱山の閉鎖をもたらすと主張した¹⁾。

16, 17世紀のメキシコにおいては、プロレタリアの重要な核は存在しなかったし、ましてや労働者階級について語ることは不可能である。現代の労働者は、自由であることによるのみならず、その使用する生産手段や用具およびその労働条件によっても、過去の労働者とは区別されえない²⁾。それゆえ、賃労働者である〈ナポリオ〉インディオ* の存在を資本制的発展のしるしとみなすことはできない。自由な賃労働者は、東洋の古代帝国、ローマおよび封建ヨーロッパにも存在したが、かれらは現代のプロレタリアとは質的に異なる存在であった。

1) Lesley B. Simpson, *The Encomienda in New Spain, Forced Labor in the Spanish Colonies, 1492-1550*, p. 182.

2) Jurgen Kuczynski, *Les origines de la classe ouvrière*, p. 10.

* おおむね自由な身分にあったアシエンダの定住賃労働者は、インディオ〈ナポリオ〉あるいは、インディオ〈ラポリオ〉の名で呼ばれていた。

メキシコ資本主義史（V）

ヌエバ・エスピニャにおける大多数の労働者は、農業に従事していた。かれらは従属と強制に依拠する典型的に先資本制的な人的関係によって、エンコミエンダおよび土地の所有者、あるいは国家に縛りつけられていた。かれらがプロレタリアに転化するためには、数世紀にわたる発展と社会的地位および労働条件における一連の革命を必要としていた。それは、19世紀末から20世紀初頭にかけて、はじめて完全に姿を現す過程である。そして、それはいまだ完了していない過程でもある。

最初のメキシコのプロレタリアートの核は、19世紀の50年代に登場するが、その直接的前身は、鉱山の労働者、マニユファクチュア（オブラヘ）の労働者および手工業の工房の徒弟や職人に求めなければならない。16、17世紀において、このような社会層はきわめて薄弱で、その主要な特徴は異種混交性にあった。多少自由な労働者もいれば、完全に自由な労働者もいるし、労働用具を所有する労働者もいれば、所有しない労働者もいた。さらに職人は工房の主人になることもあるが、オブラヘの労働者は一種の奴隷であり、社会の最下層あるいは周縁部に位置していた。

ほとんどすべての搾取形態は、インディオ社会やスペイン人社会の先資本制のなかにその明瞭な前身を求めることができる。正当な戦争や人身売買（rescate）にもとづく奴隷制は、スペインの再征服時代のきわめて一般的な制度であったが、先住民のあいだでは知られていなかった。エンコミエンダは、ゴメス・デ・オロスコが指摘するように、イベリア半島南部でスペイン人が創設した制度に酷似している。この制度によってかれらは、国王の臣下でありながら、両征服に参加した騎士団への委託（エンコミエンダ）のもとに置かれた異教徒の新たな被征服階級の問題を解決した³⁾。レパルティミエントは、先住民のコアテキル* とスペインの強制的な公共事業労働制に由来している。このことは、新たな社会と2つの直接に先行する社会のあいだに連続性がある

3) Luis Wekmann, "The Middle Ages in the Conquest of America," *Speculum*, v. XXVI, 1951, pp. 130-139; p. 135.

* 全てのカルプリ[共同体]に参加義務のある公共事業労働の制度を示すナワトル語。

ことを証明している。しかしこれらの搾取形態が、アステカ族や中世スペインと同じ機能を果たしていた、あるいは、同じ意味をもっていたと短絡的に結論づけることはできない。

新しい関係が異なる枠組みのもとで形成され、その内容は、征服、貢納＝専制構造と封建制＝資本制構造の融合、および資本主義の出現過程への新大陸の包摂によって決定された、マルクスは、明確にメキシコを、「先住民の取り扱いが、もっとも残酷な形態を〔呈し〕」、資本の本源的蓄積の舞台となった、「略奪と殺戮にさらされた豊かで人口の多い国」のひとつにあげている⁴⁾。エンコミエンダ、レパルティミエントおよび奴隷制は、貢納＝専制体制を強化、維持するためではなく、スペイン人社会の経済を形成するために貢献した。鉱山やそれに関連して登場した事業（エスタンシア、製材所、農場、精錬所、輸送など）における先住民の強制労働は、銀の形態に物象化した。この金属は、投機、独占および譲渡の庇護を受けて、貨幣資本の性格を呈し、最終的変態としてヨーロッパでもう一度、産業資本に転化した。

これらの事実は、16、17世紀のヌエバ・エスパニャの生産関係と征服以前に存在した生産関係、あるいは形態的には類似する中世スペインの生産関係とのあいだには根本的相違があることを示している。中世のスペイン社会と同様に、先住民社会においても、支配階級の消費を満たすための地代（*renta*）の生産が、すべてのシステムの動力を決定した。他方、植民地ヌエバ・エスパニャにおいては、国際市場向けの銀や染料の生産、あるいは商業資本や高利貸資本の利潤が主要な動機となった。賃労働の搾取によってのみ成長可能な資本主義は、その植民地および周縁地域において先資本制体制固有の奴隷制や隷従制のあらゆる形態を許容するのみならず、このような制度を生産し、再生産することをためらわなかったことを忘れてはならない。「一般に、ヨーロッパにおける賃労働者の隠蔽された奴隷制は、新世界においては踏み台として露骨な奴隷制を要求した⁵⁾。

4) C. Marx, *El Capital*, Ed. Cartago, t. I, p. 640.

5) *Ibid.*, p. 608.

純粹な形態における奴隷制は、スペイン系アメリカの鉱山開発におけるよりもイギリスのアメリカ植民地のプランテーションにおいて、より典型的に発達した。しかしながら黒人奴隷制は、マルクスのいうように、純粹に産業的な現象であった⁶⁾。後者の場合、土着住民のなかに〔奴隷制〕の前身は存在しなかったし、植民地大国イギリスは、世界でもっとも発達した資本主義国であった。

まさにそれゆえに、16、17世紀のヌエバ・エスパニャにおいて支配的であった経済外的強制の形態と、先スペイン期社会および中世社会において支配的であった形態とのあいだに存在する類似性の検証のみで満足すべきではない。またわれわれは、労働制度が、まさに経済制度同様に、複数で存在するような社会構造によって決定される差異をもまた明確にする必要がある。エンコメンデロにたいする家内労働における奴隷制は、大鉱山における奴隷制とは異なる機能を有した。エンコミエンダとレパルティミエントは、ときには貢納制を機能させることに貢献し、ときには疑似資本制的経済単位を機能させることに貢献した。後者の場合、メキシコにおける労働は、17世紀以降、イギリス、オランダ、およびフランスの植民地で成立した労働制度と本質的に差異はない。すなわち、多くの部門（とくに鉱業部門）において奴隷労働または隷従労働が、世界システムとしての資本主義の発展に直接に貢献した。しかし資本蓄積の初期の世界的過程によってその発生を促進されたこのような関係は、資本制生産様式の現地における発展と両立しない。多くの事例が証明するように、このような分野と国際市場を結ぶ絆が弱体化すると、ただちに形式と内容が再度調和した。すなわち先資本制段階への退行が生じたのである。

エンゲルスによれば、「隷従は、中世封建制特有の形態ではなく、征服者が、旧住民にかれらのために土地の耕作を強制したすべての地域あるいはほとんどすべての地域においてみられる」。その違いは、強制の形態ではなく、その機能にある。対象となる具体的社会の研究のみが、それぞれの労働搾取形態の真の意味を明らかにすることができる。そのためはいかなる普遍的公式も存在せ

6) Marx, *Gründrisse...*, *op. cit.*, p. 136.

ず、具体的な弁証法的分析のみがそれを可能にする。ヌエバ・エスパニャの事例の難しさは、それが異種混交の社会であるということ、そして奴隷制、エンコミエンダおよびレパルティミエントが、同時に、先資本制構造と萌芽的資本制構造の基盤であるところに存在する。それは、経済的後進性および分散性の現れであり、資本主義の世界的懐胎過程への直接的包摂の現れである。

II 王室による専制的労働制度

カトリック両王は、スペイン人のペチェロ（納税者）に移動の自由を認める命令（provisión）を1480年にすでに発令していた。1544年、この命令は勅令（real cédula）にくわえられ、インディオにまで適用が拡大された⁷⁾。王室は、インディオをスペイン人労働者と法的に平等の立場に立たせるこの重要な措置の前後にも、先住民を自由人として扱うよう繰り返しかえし命令している。しかしながらこのことは、スペイン国家が、このような自由を奪ったり、あるいは厳しく制限する奴隷制、エンコミエンダ、レパルティミエントおよびペオン制を法的に認可し、事実上強化することを妨げるにはいたらなかった。

先住民人口の減少や共同体の命運を憂慮した歴代の副王は、植民者の虐待からインディオをしばしば保護した。しかし同時に、王室にとって〈役立つ〉と判断された鉱山やスペイン人の企業ではかれらを強制的に働かせる制度を堅持した。副王メンドサ宛の教書（1535年）は、「生まれつき怠惰な」インディオを鉱山で働かせたり、修道院や砦の建設に従事させるのに必要な措置をとるよう命じている⁸⁾。メンドサを1550年に引き継いだルイス・デ・ベラスコ宛の教書は、「インディオが浮浪者としてうろつかないように、農村あるいは都市で賃労働者としてかれらを働かさなければならない」とさらに明確に述べている⁹⁾。

家父長的かつ専制的な中央権力は、インディオを擁護する勅令を発令すると

7) Silvio Zavala, "La libertad de movimiento de los indios de Nueva España." *Memoria de El Colegio Nacional*, 1947, n. 2, pp. 104-163; pp. 105-107.

8) Simpson, *op. cit.*, p. 156.

9) J. H. Parry, *The Audiencia...*, *op. cit.*, p. 71.

ともに、下級官吏を厳罰で脅しつつ強制的労働者の定期的供給を要求した。貢納の徴収においても、同様の方法が用いられた。副王は、貢納割当額を公的に軽減し、先住民の村からの嘆願には好意的な裁定を下すと同時に、下級の官憲には容赦なく期限通りの貢納徴収を要求した。このように、中央権力は、支配体制のもっとも苛酷な役割を現地の官僚に押しつける一方で、表面的にはインディオの保護者を装った。鉱山へのレパルティミエントがその例である。1587年、副王は、シンパン村の村長（gobernador）や村役（alcalde）がパチュカ鉱山へレパルティミエントのインディオを期限通り派遣できない場合、かれらを逮捕するように命じている。また1588年、グァナファト鉱山の分配官にインディオをかならず労働に従事させるよう命じている¹⁰⁾。1590年代の分配官への命令のなかで、労働現場へのインディオの連行を任務とする警吏（alguacil）が、規定数の労働者を集められない場合、代理として警吏自身の労働を命じていた。この命令は、やがて鉱山以外の経済分野にまで拡大された¹¹⁾。16、17世紀支配的であったレパルティミエントやそれに類似する制度においては、国家がきわめて特殊な役割を果たした。すなわち、個人的隷従関係を合法化したのみならず、国家自身が、経済外的強制の直接的執行者およびさまざまな分野や企業への労働力の供給と分配を担う最高組織者の役割を演じた。

中央権力は、労働に関するその機能の遂行において、広範な官僚機構に頼ることができた。そしてその役割は2つあった。すなわち一方において、国家の財政的関心の決定する序列にもとづくスペイン人社会の企業にたいする労働力の適切な供給、そして他方において、絶滅傾向にある先住民労働力の維持のための労働規律の適用である。副王は、労働力の供給を直接コントロールした。そしてレパルティミエントの認可の権限を握っていたが、各関係者の同意をえて行われた地方の決定については、承認のみの場合もあった。さらに副王は、レパルティミエントをつうじてインディオを受け入れたか、あるいはその派遣を申請している企業の状況を調べるために巡察を依頼した。また分配官を任命

10) Silvio Zavala, *El trabajo...*, *op. cit.*, t. III, pp. 11, 14, 198.

11) *Ibid.*, t. IV, pp. 272, 283, 406.

したり、インディオの村の村役や官憲に直接命令する場合もあった¹²⁾。一方、分配官の活動範囲は広く、その個人収入は、分配されるインディオの数に依存していた。すなわち分配を受けた農民からインディオ1人あたり4分の1リアル、さらに播種1ファネガあたり2分の1リアルを受け取った。鉱山の分配官は、インディオ1人あたり2分の1リアルを徴収したが、出来高による収入はなかった。分配官は、このような収入のなかからかれを補佐する警吏に給与を支払い、その残余を年間250ペソの公的給与の補足にあてた¹³⁾。分配官以外にも、市長(*alcalde mayor*)、市参事会、さらに村長、村役および長老からなるインディオの村の官憲が、しばしばレパルティミエントに関与した。一部の地域には、規定の仕事および法で定められた条件でインディオを働かせているかどうかを監督する官吏がいた。またオブラヘについても特別の担当官がいた¹⁴⁾。

これらの多数の官吏は、経済生活のこのような基本的側面の細部にまで干渉した。かれらは広範な権限を有し、かつその腐敗ははなはだしく、かれらの認可や援助がなければ、いかなる経済的創意も成功することはなかった。企業の成否は、適切な労働力の供給を受けられるかどうかにかかっていた。まさにそれゆえに、このような制度は、同一人物が、しばしば官吏、鉱山経営者、地主、オブラヘ経営者となることに決定的に貢献した。つまり官吏が企業家となることもあれば、企業家が公職につくか、あるいは公職を購入することもあった。全植民地期をつうじて機能しつづけたレパルティミエントやその類似の制度は、国家の経済的専制の基盤のひとつであった。

Ⅲ 顕在的な奴隷制

最初の数十年間、きわめて広範に普及したインディオの搾取形態は、顕在的な奴隷制であった。1542年(インディアス新法)以降、この隷従形態は、しだいにその重要性を失うが、完全に姿を消し去ることはけっしてなく、一部の部門

12) *Ibid.*, t. IV, pp. VI-XII.

13) *Ibid.*, t. IV, p. VI; Gibson, *op. cit.*, p. 232.

14) Zavala, *Ibid.*

では植民地期末期までその重要性を維持しつづけた。スペイン人は、先スペイン期社会で容認され、かつよく知られていた搾取形態を利用するために、その社会に参入し、みずからの支配を強化し、合法化しなければならなかった。この期間、スペイン人の企業に労働力を供給するもっとも有効な手段は、インディオの奴隷化であった。

奴隷制は、イベリア系民族のあいだでは古い伝統を有し、スペインの法律は、奴隷を獲得する法律上の根拠を規定していた。なかでも異教徒との正当な戦争、〈真の信仰に改宗させることのできる〉主人の手に委ねるための非キリスト教徒奴隷主からの奴隷の身受 (*rescate*)、インディオの貢納の一部としての奴隷の供出およびスペインの法律違反による奴隷化などが重要な根拠であった¹⁵⁾。

1524年コルテスは、鉱山およびプランテーションにおける重労働にエンコミエンダのインディオを利用する必要はないと国王に断言している。なぜなら戦争捕虜やインディオから購入した奴隷が多数存在し、その利用が可能だったからである¹⁶⁾。

ヌエバ・エスパニャの経理官、ロドリゴ・デ・アルボルノスは、1525年の国王宛の書簡のなかで、コンキスタドルたちは、辺境地域に遠征する許可を頻繁に獲得していると報告している。このような許可は、先住民の村の反乱という口実のもとに遠征を合法化して与えられたが、その真の目的は奴隷狩りにあった。奴隷化のためには、インディオが友好的な姿勢を示すときでさえ、かれらを挑発し、攻撃した¹⁷⁾。またスペイン人は、しばしばかれらに法外な貢納を要求し、それが支払えないとなると、奴隷で支払うよう要求した。多くの先住民

15) Jean Pierre Berthe, "Aspects de l'esclavage des indiens en Nouvelle Espagne pendant la première moitié du XVIème siècle," *Journal de la Société des Americanistes*, 1965, t. 54.2 pp. 190-209; pp. 192-193.

16) Joaquín García Icazbalceta, *Colección de documentos para la historia de México*, Carta de Cortés al Emperador, 1524, t. I, pp. 470-485; p. 472.

17) Silvio Zavala, "Los esclavos indios en Nueva España," *Homenaje a Don Alfonso Caso*, México, 1951, pp. 427-440, p. 437.

の村にこのような習慣が存在したことが、奴隷による支払いをいっそう助長した¹⁸⁾。大きな反乱が鎮圧されると、それにつづいて反乱先住民の奴隷化が行われた。

1541年、ヌエバ・ガリシアで反乱を起こしたインディオの拠点が占領されると、2,000名のインディオが奴隷化された¹⁹⁾。北西部の征服遠征において、ヌニェス・デ・グスマンの指揮する部隊は、鎖でつながれた奴隷の長蛇の列を従えていた。さらにスペイン人は、パヌコ地方において約1万5,000名のインディオを捕らえ、奴隷としてカリブ海の島々に送った²⁰⁾。グアテマラ、ユカタン、ヌエボレオンなどの周縁地域においては、大規模な奴隷交易が存在していた。1532年、フエンレアルは、新鉱山の発見で奴隷の価格が40ペソにまで高騰したために、すべてのスペイン人が奴隷の捕獲に熱中していると報告している²¹⁾。この現象は、その55年後においても消滅したわけではなかった。ヌエボレオンから中央部の鉱山への奴隷輸入があまりに拡大したために、副王は、奴隷交易の禁止を命令しなければならなかった。またヌエバ・エスパニャの官吏、とくに一部鉱山地域の官吏にたいし、売却目的でヌエボレオンからインディオの捕虜を鉱区に連行する者を逮捕するよう命じたこともあった²²⁾。

16世紀、鉱山労働者や鉱山に依存する企業で働く労働者の一部は、奴隷であった。1570年代、ゲレロ、メキシコおよびミチョアカンの鉱山では、1,100名

18) *Colección de documentos inéditos relativos al descubrimiento, conquista y organización de las antiguas posesiones españolas*, 42 vol. Madrid, 1864-1889, vol. XIII, pp. 45-84, p. 47.

19) P. de Baumont, *Crónica...*, *op. cit.*, t. III, pp. 21-22.

20) Joaquín García Icazbalceta, *Don Fray Juan de Zumárraga, primer obispo y arzobispo de México*, Apendix, pp. 1-42; p. 31.

21) Simpson, *op. cit.*, p. 138.

22) Silvio Zavala, *El trabajo...*, *op. cit.*, t. III, p. 12. 1590年の「通告」において、マルケス・デ・ピリヤマンリケ副王は、「当地においてもっとも注意を払ったことは、チチメカにたいする戦争である。当地に赴任して以来、スペイン人たちが兵力と暴力をもって当地を闊歩し、戦争を口実に従順で温和なインディオを不当に扱ったことが、この戦争の原因だと理解していたが、この私の見解を改めざるをえなくするような多くの見解が存在することもたしかである」と述べている。

のインディオ奴隷、800名のエンコミエンダ労働者および2,600名のナボリオが働いていた。副王メンドサは、かれ宛の教書のなかで、鉱山においてはインディオ奴隷と黒人奴隷を働かせるようにとの命令を受けていた²³⁾。1579年、ある鉱山経営者は、パチュカ鉱山のかれの奴隷たちが伝染病で死亡したために、インディオのレパルティミエントを申請している²⁴⁾。その一年後、別の鉱山経営者は、テマスカルテペックのかれの鉱山に必要な奴隷を購入する資金に不足をきたし、同様の申請をしている。

サカテカス鉱山が発見され、勇猛なインディオのみが居住する地域にあらゆる種類の補完的な企業が発展すると、労働力需要が増大した。これに対応するためにスペイン人は、サカテコ族やグァチチル族に戦争をしかけた(1561年)²⁵⁾。新たな鉱山中心地のスペイン人住民は、奴隷捕獲のための遠征を要求した。高位聖職者もまた、27年前に奴隷制が廃止されているにもかかわらず、インディオ捕虜を一定期間奴隷として利用することを認め、このような遠征を正当化した(1569年)²⁶⁾。1503年、1508年、1511年および1526年の勅令(real decreto)は、コンキスタドルに抵抗するインディオの奴隷化を許可した。1528年、この許可は、ヌエバ・エスパニャまで拡大された²⁷⁾。それ以降、法令はかなり曖昧に解釈され、王室の財政上の必要性や王室に影響力をもつ集団間の力関係によって左右された。

1529年、あらゆる奴隷の登録と所有権原の審査が命じられた。公式の許可のない奴隷狩りの遠征は死刑をもって禁止された。不正所有の奴隷や未登録の奴隷は、自動的に自由人とみなされた。新しい奴隷に焼き印するための印は、スマラガ大司教の同意をえた場合のみ使用することができた²⁸⁾。1530年、インデ

23) Simpson, *op. cit.*, p. 156.

24) Zavala, *op. cit.*, vol. II, p. 227.

25) Miguel Othón de Mendizábal, *Obras completas, op. cit.*, t. VI, p. 79.

26) *Recopilaciones de las leyes de los reynos de las Indias*, Madrid, 1756, lib. VI, tit. I, lex i. 1548年の法律は、あらゆる種類の奴隷を禁じている。

27) R. Konetzke, *Colección de documentos para la historia de la formación social de Hispanoamérica 1493-1810*. vol. I, pp. 14-15, 17-18, 31-33 y 94.

28) Simpson, *op. cit.*, p. 117.

ィオの新たな奴隷化は完全に禁止された。しかし1534年の最初の鉱業繁栄期、奴隷制の禁止以降に勇猛なインディオの攻撃が増大したことを知った国王は、戦争捕虜のインディオは奴隷に、その妻子はナポリオにするよう命じた²⁹⁾。1542年の〔インディアス〕新法は、再びあらゆる形態での顕在的奴隷制を明確に禁止した。この重要な改革につづく諸措置に関する一連の資料から、当時存在した顕在的奴隷インディオの数を推定することができる。

ラス・カサスは、ヌエバ・エスパニャ、中央アメリカおよびベネズエラに300万人以上のインディオ奴隷がいたと推定している³⁰⁾。他方、モトリニアは、ヌエバ・エスパニャにおける奴隷数を10万人から20万人としている³¹⁾。ジャン・ピエール・ベルトは、きわめて多様な原典から収集された膨大な資料にもとづく最近の研究で、この相違について以下のように述べている。

われわれが手にする限りの資料によれば、奴隷化されたインディオの数を正確に把握することは困難であるといわざるをえない。しかしすべてのものは、相当数の奴隷が存在していたことを示している。ラス・カサスの推定を統計学的に確認することはできないが、先住民社会にたいする奴隷制の影響に関しては、モトリニアの推定よりも当をえていることはまちがいない³²⁾。

全体としての植民地社会は、1550年頃までは、聖職者や一部の王室官吏を除いて、明確にインディオ奴隷制の維持に傾いていた。なぜなら、かれらの経済活動が収益の多い活動であればあるほど、奴隷制への依存度は高く、奴隷制の廃止は、かれらの活動そのものを危うくするように思えたからである³³⁾。

29) *Ibid.*, p. 138.

30) Fray Bartolomé de las Casas, *Doctrinas*, p. 93.

31) Motolinía, *Cartas al Emperador*, p. 92.

32) Berthe, *op. cit.*, p. 198.

33) *Ibid.*, p. 199.

奴隷数はしだいに減少したが、奴隷制の現象は消滅しなかった。1558年には再び部分的に合法化された。ラカンドン族やポチトゥラ族との戦争で捕虜となったインディオは〈奴隷とみなされ〉、1569年には北西部のインディオについても同じことが行われた³⁴⁾。以後インディオの顕在的奴隷制は、周縁的要素として植民地期をつうじて維持された。1578年、1609年、1618年、1631年、1662年、1663年および1679年に発令された奴隷制の抑制を含む勅令³⁵⁾、およびグェダラハラでイダルゴが発令した奴隷解放令が、このことを証明している。

インディオの顕在的奴隷制は、非効率的な搾取システムであることが明らかとなった。スペイン人が新しい社会に参入すればするほど、先住民社会の先コロンプス期の組織に合致する形態を利用するほうがより現実的であった。エンコミエンダやレパルティミエントでは、労働力を購入する必要はなかった。さらに、奴隷制によって確実に加速された先住民人口の激減を抑制しなければならなかった。それゆえ顕在的奴隷制は、16世紀後半以降しだいに第一義的な重要性を失っていった。

黒人奴隷制は、ヌエバ・エスパニャ経済に当初から導入された。黒人は、より頑強かつ堅固で、ある種の重労働にもよく耐え、とりわけ寒冷地のインディオにとって致命的な熱帯地域に適應した。また先住民を激減させたある種の伝染病に、より強い抵抗力を示した。

植民者は、黒人奴隷の輸入を繰り返し要求し、植民地当局も輸入を奨励した。しかし現地労働力は豊富に存在したため、黒人奴隷の輸入は、カリブ地域、中央アメリカ、米国およびブラジルの奴隷貿易ほど盛んとはならなかった。1560年頃、メキシコ市には、スペイン人 2万211名、ならびに黒人 1万6,147名が存在した。17世紀中頃、黒人は最大 3万5,000人、ムラトは約10万人にまで到達した³⁶⁾。しかし黒人人口は、その奴隷としての身分や伝染病のた

34) Hanke, *op. cit.*, p. 157.

35) J. A. Saco, *Historia de la esclavitud de los indios en el Nuevo Mundo*, t. I-II, pp. 220-221 y 223-226.

36) C. L. Marshall, "The birth of the mestizo in New Spain." *Hispanic American Historical Review*, Durgham, 1939, v. XIX, pp. 161-184; p. 183.

め、それ以上増加しなかった。奴隷輸入がしだいに減少するにつれ、混血化が進行したため、黒人奴隷の絶対数は低下しつづけ、独立前夜で1万人程度であった。黒人奴隷の労働条件は、他の植民地ほどではないにしろ、きわめて苛酷であった。

1545年の法規によれば、黒人奴隷は日出から日没まで、厳重な監督と監視のもとで労働しなければならなかった。武器の携帯、集会あるいはコフラディア〔信徒会〕への参加は禁じられた。逃亡した黒人奴隷は、去勢されることもあった。逃亡奴隷を捕らえた警吏は、報奨を獲得した³⁷⁾。異端審問官は、黒人奴隷が奴隷主に鞭で打たれた場合でも奴隷主を罵ると、暴言の罪で処罰した。一般の官吏は、黒人を処罰するため、しばしば鞭を使用したり、鉱山や工房でのもっとも苛酷な労働を課した³⁸⁾。

17世紀、黒人奴隷売買のための特別な市場が、メキシコ市のごみ捨て場跡に設けられた。メキシコ市のスペイン人住人たちは、黒人奴隷の競売を好ましくはないが、必要な仕事と考えていた³⁹⁾。不正な搾取は、ほぼ植民地期当初から一連の奴隷の蜂起を招いた。最初の決起は、1537年に起きた⁴⁰⁾。7年後、再び反乱計画が発覚すると、副王メンドサは奴隷の輸入を固く禁じた。さらに1548年、副王は、反乱の噂が流れたため、奴隷であるか自由人であるかを問わず、黒人にたいする武器の譲渡や販売を禁じるとともに、黒人の夜間外出禁止令 (*toque de queda*) を発令した。さらに主人同伴でない場合、3人以上で集まることは禁じられた⁴¹⁾。しかし黒人数が増大し、繰り返され蜂起やスペイン人の殺害が計画されたため、モトリニアは、1550年、プエブラ・デ・ロス・アンヘレスに砦の建設を提言した⁴²⁾。1609年、オリサバで黒人奴隷が蜂起し、その

37) Silvio Zavala, *Ordenanzas del trabajo, siglos XVI y XVII*, pp. 126-127.

38) Norman Martin, "La esclavitud negra en la Nueva España." *Historia y sociedad en el mundo de habla española*, pp. 60-61.

39) Gunthrie, *Colonial Economy, op. cit.*, p. 131.

40) *Diccionario de historia, biografía y geografía de México*, p. 1097.

41) Martin, *op. cit.*, p. 62.

42) Icazbalceta, *op. cit.*, t. I, p. 265.

後もメキシコ湾岸地方で決起が続発した。さらに1735年、コルドバで黒人の蜂起が起こると、副王政府は、ベラクルス、オリサバ、その他の地から軍隊を呼びよせなければならなかった。

16世紀最後の40年間、副王領においてかつての決起をうわまわる大規模な蜂起が続発した。1560年から1580年にかけては、鉱山中心地、牧場および農場の黒人奴隷が、世紀末には東部砂糖プランテーションの黒人奴隷が、主人のもとからこれまでになく大量に逃亡した。反乱した黒人は、洞窟や隠れ場所に逃れ、ときにはインディオに同盟を求めつつ、牧場の攻撃、砂糖プランテーションや製糖工場の焼きうち、主人の殺害、奴隷の解放〔および〕旅人の襲撃を行った⁴³⁾。

スペインの法律によれば、奴隷解放は容易に認められ、そのため当初から解放黒人奴隷が、牛飼、馬子、人夫頭、小商人および職人など、さまざまな職業に従事していた⁴⁴⁾。

インディオや黒人の大量奴隷化は、約1世代、すなわち2つの社会が制度的に融合するのに必要な期間継続した。略奪、征服戦争および小規模な遠征が当時頻繁に行われたが、重要な鉱山中心地はまだ発見されていなかった。

植民地最初の数十年間における大量奴隷制は、コンキスタドルたちが直面した労働力問題の一時的な解決策であったようにおもわれる。しかし、それはまた地中海の現実に深く根ざした解決策でもあった。8世紀以降、イベリア半島では、キリスト教徒とイスラム教徒が争い、捕虜を奴隷化していた。奴隷制は、このようにして中世末期まで間断なく維持された。「地中海の奴隷貿易は、15世紀の最初の数十年間でその頂点に達した。イタリア北部の大都市、西はクレナイカからジブラルタルまでのイスラム都市諸中心、アラゴン、カタルニア

43) Martin, *op. cit.*, p. 63.

44) *Documentos para la historia del México colonial*, publicados por F. V. Scholes y E. B. Adams, t. II, "Advertimientos generales que los virreyes dejaron a sus sucesores para el gobierno de Nueva España, 1590-1604," p. 33.

のスペイン諸都市およびマヨルカ、ポルトガル王国の諸都市は、おもに奴隷労働によって支えられていた⁴⁵⁾。

ヌエバ・エスパニャにおいて、新たな体制が確立するにつれ、顕在的奴隷制は、農業や鉱業においては補完的要因となった。つまりエンコミエンダ、レパルティミエント、あるいはガニャン制が、企業の特定の必要を満たせない場所でのみ利用された。

しかし、ヌエバ・エスパニャ経済のなかでも、製糖工場とオブラへの2つの分野では事情が異なっている。すなわちそこでは奴隷制は、植民地期をつうじて、唯一の搾取形態ではないが主要な搾取形態でありつづけた。この2つの分野においては、奴隷制を廃止あるいは制限しようとした当局の努力はすべて失敗した。奴隷労働力は、植民地期末期においても、初期同様に労働力の中核を形成していた。実際オブラへは、ヌエバ・エスパニャのあらゆる奴隷形態の目録のようなものである。そこでは、負債あるいは当局への反抗によって奴隷とされたインディオ、アフリカから公然と運ばれてきた黒人、前科のある中国人やメスティソあるいはムラト、エンコミエンダやレパルティミエントをつうじてあるいはナポリオとして働き始めたが、要するに収容されてしまったインディオ、海岸部で捕獲された海賊や外国人、その他が働いていた。

これらの奴隷や半奴隷は、移動の自由を奪われ、買われ、移送され、売られた。労働条件は劣悪で、体罰を含むあらゆる罰でかれらを重労働につかせていた。オブラへの労働者は、社会の最下層に位置づけられていた⁴⁶⁾。われわれの知るかぎりのオブラへの労働条件は、16、17世紀のドイツやその他の国々の監獄や織物マニユファクチュア (*Zucht und Spinnhaus*) に関して伝えられている状況に似ている。17世紀、アントニオ・バスケス・デ・エスピノサ師は、プエブラのオブラへについて以下のように述べている。

この町には、大量の高級毛織物、ヘルゲサ〔サージ〕および紐類が作ら

45) Martin, *op. cit.*, pp. 49-53.

46) Zavala, *Ordenanzas...*, *op. cit.*, pp. 182-189.

れているオブラヘがある。この地では大量に商われるので法外な利益をえている。オブラヘを所有している者でも、キリスト教徒としては失格である。かれらは、オブラヘの労働者を確保するために、……罪なき貧しい人々をあざむく配下を雇っている。よそものインディオとみるや、言葉巧みに、あるいは金を支払い人足として何かを運ばせることを口実に、オブラヘに連れてくる。なかへ入るや、わなが待ち受けており、あわれなインディオは、死んで埋葬されるまでその監獄から出られない。このようにして妻子をもつ多くのインディオをだましてつかまえ、妻子もその所在を知らないまま20年以上あるいは一生忘れ去られる。かれらは、番人が門を厳しく監視しているので逃げたくても逃げられない。このようなインディオに、梳かせたり、紡がせたり、織らせたり、あるいは生地や紐を作るためのその他の仕事に従事させ、オブラヘ所有者は、不正かつ不当な手段で利益をえている⁴⁷⁾。

他方、製糖工場は、おもに黒人奴隷に依存していた。その労働条件は劣悪で、黒人奴隷の反乱の多くは、まさに製糖工場地帯で起きている。しかしそこで働く先住民の労働条件は、さらに劣悪なものであることが多かった。そのため副王は食事や労働時間を黒人奴隷なみにするよう繰り返して命令していた⁴⁸⁾。

バレットの著書（ウォード・バレット『バジェ侯の糖業アシエンダ』）により、われわれは製糖工場での黒人奴隷やインディオ奴隷の労働状況を知ることができる。1544年、バジェ侯のアシエンダにおいて、黒人奴隷の輸入が開始された。コルテスは、ジェノバ人ロメリンと500名の奴隷購入を契約し、奴隷は数回にわたって輸送された。このような奴隷輸入は、1680年末まで継続した。当時製糖工場で働く奴隷の半数はアメリカ生まれで、半数は輸入奴隷であった。16世紀後半および17世紀の最初の20年間、奴隷は労働力の重要な層を形成

47) Fray Antonio Vázquez de Espinosa, *Descripción de la Nueva España en el siglo XVIII y otros documentos del siglo XVII*, p. 89.

48) Zavala, *El trabajo...*, *op. cit.*, t. IV, p. 257.

していた。18世紀初頭、黒人奴隷数は減少しはじめ、同世紀の中頃には多数の奴隷が逃亡したが、もはや捕獲の努力は払われなかった。それ以降黒人は購入されていない。奴隷労働の全盛期、黒人奴隷の数は153名にも達していた。

ヌエバ・エスパニャに到着した黒人奴隷の25%は、7年以内に死亡している。かれらの平均労働寿命は20年であった。アシエンダにおける黒人奴隷は、もっとも苛酷な隷従を強いられた。かれらは、スペイン人の前では話すことも、その顔を見ることも許されなかった。財産目録には、鞭、首かせ、鎖および足かせのような拷問の道具がつねに含まれていた。また公開の処罰がしばしば行われた。黒人奴隷の価格は、12歳以下で300ペソ、成人になると400ペソであったが、50歳を過ぎると低下した。

製糖工場には、インディオ奴隷も存在した。1549年、インディオ奴隷は黒人奴隷の2倍の165名であった。かれらはメキシコやグアテマラの各地からかりあつめられた。少数の織物工もいたが、多くは、製糖工場で陶工、御者、鍋職人、さらに鍛冶職人1名など専門的な仕事に従事していた。また奴隷身分となったインディオの囚人もいた。アシエンダは、このようなインディオを獲得するため、かれらの債務と同額を村長に支払った。このような労働者と平行して、レパルティミエントにより集められたインディオ、さらにはペオンおよび自由な賃労働者も存在した⁴⁹⁾。

IV 潜在的な総体的奴隷制

16, 17世紀、先住民の多くは、エンコミエンダおよびレパルティミエント、あるいはそのいずれかの制度に縛りつけられていたが、これら2つの経済外的強制の制度のあいだには、労働の社会的分業のメカニズムにおいてと同様に、国家とスペイン植民者の関係においても重要な差異がある。しかしながら労働者としての先住民の地位は、共同体員の身分を喪失せず、直接的強制下のもとで、植民者の所有地で奉仕するという意味において、事実上同一である。軍事的征服と旧来の精神世界の崩壊から生じた、敗者にたいするスペイン人の権力

49) Ward Barrett, *The Sugar Hacienda of the Marqueses del Valle*.

は絶大であった。かれらの専横は、国家にたいする植民者の地位、所有する企業の性格およびインディオ労働力利用の可能性によってのみ制限された。

エンコミエンダやレパルティミエントのものの先住民は、顕在的奴隷制下にあったカリブ地域や米国のプランテーションの黒人と同じ意味での奴隷ではない。先住民は、かれらの古い社会関係から切り離されておらず、共同体員、家族の構成員、土地の用益者、そして生産手段の所有者でさえありつづけた。かれらは一定の市民的権利を享受し、主人を告訴することさえできた。すなわち、かれらは生産の道具と化したわけではなく、〈人間的諸機能〉を保持していたのである。

しかし、エンコミエンダやレパルティミエントの法的形態下に、先住民の潜在的な総体的奴隷制が隠蔽されている。委託あるいは分配された先住民は、共同体の生活から切り離されることなく、かれら自身の経済や社会の発展論理とは異なる、新しい経済や社会を建設するための道具へと強引に転化された。そしてかれらは、この新しい経済や社会の階層の最底辺を形成していた。コンキスタドルの私的資産ではないが、その使用価値をできるかぎり早く消費しなければならぬ〈貸与資産〉として扱われた。かれらは、小麦農場で耕作するため、テノチティランをメキシコ市に作り変えるため、共同体から数百キロ離れた銀精錬所を操業させるため、あるいはタメメとして中央アメリカの密林でコンキスタドルの所有物を運搬するため、無差別に利用される集団的奴隷であった。

もし当初からスペイン人がペオン制や顕在的奴隷制に依拠するプランテーションおよび鉱山からなる経済を形成していたなら、先コロンブス期の社会構造は急速に崩壊していたはずである。しかし潜在的奴隷制は旧構造内においても存在した。ラミレス・デ・フエンレアルによれば、「もしあるインディオの統治者がひとりのマセワルを奴隷と呼べば、かれは奴隷となった」⁵⁰⁾。このようにエンコミエンダとレパルティミエントは、古い社会関係を破壊することなく、スペイン人の上位共同体による先住民の総体的奴隷制を可能とし、そして

50) Juan Solórzano y Pereyra, *Política indiana*, t. I, p. 125.

この古い社会関係はのちの発展においてもメキシコ社会の遺産となった。

〈言葉を話す道具〉の地位にまで落とされた米国の黒人奴隷は、北米の新しい社会に部族的社会構造の形跡をほとんど残さなかった。〈貸与財〉となり、委託あるいは分配されたインディオは、古い社会関係を維持した。その継続性の秘密は、エンコミエンダやレパルティミエントが擁護した潜在的な総体的奴隷制、およびスペイン王室が先住民共同体に与えた保護にある。エンコミエンダやレパルティミエントが覆い隠した潜在的奴隷制の力がもっとも明瞭に現れたのは、植民地期の最初の半世紀である。しかし、やがてもっとも苛酷な側面が、人口減少傾向と先住民の抵抗という二重の必要性によって緩和され、改善されることになるが、その本質になんら変化はなかった。

潜在的奴隷制は、つねにその内部に顕在的奴隷制に転化する可能性を含んでおり、その境界は多くの場合曖昧である。

ギブソンによれば、当初エンコミエンダと奴隷制のあいだに形態的な相違はなかった。その理由は明らかである。アンティル諸島におけるエンコミエンダの全歴史は、奴隷制と密接に結びついていた。勅令が注意深く規定した相違は、現実離れし、非実践的であった。戦争で捕虜となったインディオは合法的に奴隷化され、国王はそれを承認さえした。ある意味では、メキシコ盆地のすべての住人が戦争捕虜であった⁵¹⁾。

……実際、奴隷制とエンコミエンダにはかなりの柔軟性があった。すなわち労働者は、いずれの制度のもとでも、他の企業家への売却と貸与が可能か、あるいはそのいずれかが可能であったし、さらには非合法的に利用することもできた⁵²⁾。

2つの身分の境界は、しばしば不明瞭であった。スペイン人職人は、1531年、将来の競争を恐れ、自由なインディオが職人となるのを認めることに反対

51) Gibson, *op. cit.*, p. 82.

52) *Ibid.*, p. 226.

した。「なぜならかれら自身がインディオを、かつて奴隷であった者から、しかも当該職人といった多くの奴隷のなかから、恒久的に利用するために雇用したがるであろうからである」⁵³⁾。一部の地域では、エンコメンデロに個人的に奉仕する独身および既婚のインディオ女性が分配された。エンコメンデロは、かのじょらを引き止めるために黒人やムラトの奴隷との結婚を強制した⁵⁴⁾。コンキスタドルのゴンサロ・デ・サラサルは、スペインへ帰国する際、ベラクルスまでかれの荷物を運ぶために委託されたインディオを利用したが、200名以上がこの輸送で死亡した⁵⁵⁾。

鉱山経営者は、タメメの死亡率がきわめて高く、また奴隷を鉱山での現場労働に利用するので、とりわけ委託されたインディオを荷役と輸送に利用した⁵⁶⁾。コルテス、ゴンサレス・デ・グスマン、その他のコンキスタドルは、資金を必要とするさい、その調達のために、かれらのエンコミエンダの数名のインディオに焼き印し、奴隷として売却することを習慣としていた。

エンコメンデロは、あらゆる種類の手工業労働、建設、農業、鉱業およびメキシコで生産されるすべての物資の供給のためにかれらのインディオを利用した。かれらは、インディオを投獄し、殺害し、犬に襲わせた。さらにかれらの財産を横領し、農業を破壊し、女性を掠奪した。またかれらを荷役獣として使役した……⁵⁷⁾

……そして長いあいだ、人間であるかどうかや魂をもつ権利さえ、教義上の論議の対象となった⁵⁸⁾。

資料によれば、委託されたインディオは、実際、以下のような虐待を受けた。

53) Silvio Zavala, *Los esclavos indios en la Nueva España*, p. 65.

54) Zavala, *Ordenanzas...*, *op. cit.*, p. 243.

55) Gibson, *op. cit.*, p. 83.

56) Zavala, *op. cit.*, p. 83.

57) Gibson, *op. cit.*, p. 82.

58) *Ibid.* この点については次文献も参照のこと。*Historia y Sociedad*, n. 5, 1966.

1. 罵詈、殴打、拷問、自由剥奪および殺害
2. エンコミエンダに付随しての売買、あるいは譲渡
3. 他のエンコメンデロへの賃貸し
4. 緊急の場合に刻印され、奴隷として売却されること
5. 女性の掠奪
6. 死ぬまで荷役獣として利用されること

エンコミエンダやレパルティミエントのもっとも破壊的な側面は、たしかに16世紀末頃しだいに緩和された。しかし法令が示すように、けっして全面的に消え去ったわけではなく、より明瞭でないメカニズムに巧みに置き換えられた。先住民に一連の人種的、経済的足かせが重くのしかかり、スペイン人社会の集団的要求に従うままでありつづけた。この状況はインディオが巨大土地の私的所有者であるアセンダドにペオンとして人格のおよび直接的に従属する現象が一般化してはじめて、新しい局面を迎えた。エンコミエンダやレパルティミエントの制度が改編されたときでさえ、インディオの奴隷制の主要な側面は維持された。そしてこの深遠な影響を、メキシコ社会の発展のあらゆる面においてみることができる。

ヌエバ・エスパニャ社会は、いくつかのタイプの奴隷制の拡大にもかかわらず、＜奴隷制生産様式＞を経験しなかった。インディオの総体的奴隷制は、社会経済的の革命の真最中にあったヨーロッパを安価な銀で満たし、メキシコに封建的経済単位の基礎をきずくのに役立ったことを忘れてはならない。

商業資本や高利貸資本が古代ローマを資本制大都市に転化しなかったように、総体的奴隷制もヌエバ・エスパニャ社会を奴隷制システムに転化はしなかった。米国の黒人奴隷制は、産業資本主義の発展の基礎をきずき、ヌエバ・エスパニャの先住民奴隷制は、封建制が萌芽の資本主義と密接に結びつきつつ登場するシステムの誕生を促すことに貢献したのである。

V エンコミエンダ

16世紀、エンコミエンダは、ヌエバ・エスパニャの経済組織の重要な細胞であった。その他にも、のちに現実において重要性をおびてくるすべての制度が存在していたが、エンコミエンダが支配的な制度であった。エンコミエンダが、システムのすべての糸の結節点であった。当時のヌエバ・エスパニャ社会にとってのエンコミエンダとは、封建制ヨーロッパにとっての封土あるいは荘園(*manor*)、または資本主義にとっての工場制工業のようなものであった。エンコミエンダ研究の難しさは、まさにこの点に由来している。異種混交的な社会構造の中心のカテゴリーであるエンコミエンダは、一見互いに矛盾し、両立不可能と思われる法的、経済的および政治的側面を有している。そのため、記述をもって分析におきかえたものや、一面的で対立的な定義で終わっている場合が多い⁵⁹⁾。とりわけメキシコにおいては、本来の意味におけるエンコミエンダは短命であったこと、そしてスペイン領アメリカの他の地域と異なり、スペイン人社会の経済の確立に先行し、その確立とともに衰退した過渡期的現象であったことを忘れてはならない。

16世紀の30年代においては、エンコミエンダが支配的で、エンコメンデロが支配階級のもっとも強力な層を形成していた⁶⁰⁾。16世紀の中頃、その影響力はかなり制限を受けはじめた。さらにインディアス新法以降はその不確実性が明白となり、一部のエンコメンデロ一族はヌエバ・エスパニャを去った。エンコメンデロは、1600年以前に事実上先住民労働に関する権利を失い、現物貢納に

59) エンコミエンダに関する科学的研究は、次のシルビオ・サバラの著作をもってはじめて可能となった。Silvio Zavala, *De encomienda y propiedad territorial en algunas regiones de la America Española*. サバラの最大の功績は、エンコミエンダが土地所有ではなく、貢納権にもとづくものであり、したがって私的大所有地はかならずしもエンコミエンダを起源とするものではないことを明らかにした点である。この発見の重要性は、エンコミエンダが封建的大所有地とは本質的に異なる社会経済的の制度であることを明示したことにあるが、このことはこれまでに完全に理解されてはこなかった。

60) Gibson, *op. cit.*, p. 66.

ついても王室〔の政策〕と人口減少によって大幅に削減された。17, 18世紀においても〈エンコミエンダ〉が供与されたり、有効期間が延長されたりしたが、それらはもはや16世紀の制度とはまったく異なっていた。すなわち、特定領域あるいは王室財政の特定分野からの租税収入にもとづく固定年金であることが多かった。それらは、しばしば不在であった貴族に授与され、年金の徴収や支払いが王室の手に委ねられていた⁶¹⁾。

法律上、エンコミエンダとは、先住民共同体の特権的植民者にたいする公的授与であった。エンコメンデロは、王室と教会にたいし軍事的、公法的小よび宗教的な義務を負っていた。すなわち先住民の服従を保証し、その行政を監督し、かれらをキリスト教に改宗させなければならなかった⁶²⁾。そのかわりに、インディオから貢納を徴収する権利を獲得した。エンコミエンダは、所有権ではなく用益権を意味した。土地および天然資源の所有権は国王に帰属した。インディオは自由人であり、国王の臣下であって、エンコメンデロの臣下ではない。エンコミエンダは譲渡不能で、売却することも贈与することもできなかった。エンコメンデロが死亡した場合、エンコミエンダは国王に返還された。またエンコミエンダは、相続できなかった（ただし国王がときには相続を認めることもあった⁶³⁾）。エンコミエンダは、法的には私的所有制の確立にたいする大きな障害となった。先住民労働にたいするエンコメンデロの権利は、国王に依拠しつづけた。短期的には譲渡は、譲渡する当局者の意思に左右された。それゆえ、アウディエンシア〔聴訴院〕または副王の交替のたびにエンコメンデロは不安を抱いた。長期的にも、法律上は譲渡できないため、その流通性は制限されていた。

土地や生産手段の私的所有にもとづくシステムの発展は、必然的に法的制度としてのエンコミエンダと敵対することになった。エンコミエンダは、言葉の真の意味での所有に転化するか、法的制度としては消滅するかのいずれかであ

61) Fonseca y Urrutia, *op. cit.*, t. I, p. 427.

62) ブルゴス法を参照のこと。Recopilación, *op. cit.*, fol. 85, 86-III, IV, V.

63) Gibson, *op. cit.*, p. 63.

った。エンコメンデロは、エンコミエンダの所有をめざし激しく闘争した。そしてかれらが敗れたとき、エンコミエンダの命運は決定した。私的所有の発展は、エンコメンデロとしての身分にたいしてかれらに死刑を宣告したが、鉱山所有者、アセンダド、あるいはオブラへ経営者などとしてのかれらを否定したわけではない。しかしながらエンコミエンダの法的形態からは、その真の経済的機能を理解することはできない。なぜなら第1に、法的形態は、貢納がどのように利用されたかについて、すなわち委託されたインディオの余剰労働がどのように利用されたかについて何も語らない。第2に、法律は「服従せよ、しかし遂行するな」という周知の扱いを受け、エンコミエンダの実態は、非合法的あるいは少なくともなかば非合法的であることが多かった。

ヌエバ・エスパニャの経済史は、生産基盤を提供する先住民共同体と、新しい社会の生産手段を欠く行為者である植民者という2つの要因の出会いではじまる。この出会いから、共同体やその技術にしだいに依拠しなくなる新しい経済が誕生する。そしてその現象形態として、エスタンシア、アシエンダ、鉱山、工房およびオブラへが登場する。この奇跡はどのようにして起きたのか、新しい経済単位の出現のための資金はどのような手段で調達されたのか。これらの問いにたいする主要な回答は、唯一のものではないにしろ、エンコミエンダに求めなければならない。ヌエバ・エスパニャに到着したスペイン人は、資本をもたず、かれらのあいだには農民や職人も少なかった。かれらは事業資金の調達を、インディオ社会の枠内で生産される余剰に求めなければならなかった。

国家の援助を受けない私的資産の存在が、あらゆる征服活動に不可欠な条件であった。それは、一部の例外を除けば、インディアスにやってきた移住者たちに欠けていたものである……。

コンキスタドルたちの事業資金の起源に関してわれわれが収集した資料によれば、資金はアメリカにおいて形成されたこと、そしてその起源は、略奪、先住民の売却、レバルティミエントやエンコミエンダによる搾取、事業、奴隷売買（rescate）および商業からの利益など限られたものであ

たと考えられる⁶⁴⁾。

征服ともなう強奪と略奪の時期が終わると、共同体の余剰は、貢納（現物および労働）という経済的形態をとった。スペイン人社会の経済は、インディオの貢納に由来していた。まさにこの点において、貢納の額とその用途についての研究の重要性がある。

国王、教会およびエンコメンデロは、貢納を享受した。国王は、貢納をとりわけ権力の強化とヌエバ・エスパニャ内外における帝国の拡大に投下した。教会の場合は、より複雑である。すなわち今日までメキシコの景観の不可欠な部分にまでなっている、数多くの教会や修道院の建設および救貧院や孤児院などの社会福祉事業に多額の資金を注ぎこんだ。またのちには、農業、製造業、金融業、商業などの事業に乗り出した。しかしすべての事業は、植民地のもっとも強力な政治的、イデオロギー的および経済的団体〔教会〕の全体的利益に従属させられたのである。

インディオの貢納を享受する権利を個人に付与する法的制度が、エンコミエンダであった。このようにしてエンコミエンダは、先住民労働者と新しい主人のあいだの主要な経済的関係となった。エンコミエンダとそののち誕生する新しい経済諸制度とのあいだの基本的相違は、前者においては、伝統的共同体の枠内での先住民の生産が決定的に支配的であったことにある。共同体からの貢納搾取に依拠するエンコミエンダは、結局のところ貢納＝官僚システムを確立するのではなく、逆にそれを破壊することに貢献した。先住民の貢納は、多くの場合、エンコメンデロの消費や共同体の再生産のためにではなく、私的所有の確立と、共同体の他の生産単位への漸次的な代替のために利用された。実際、多くのエンコメンデロの行動は、貢納領主の行動とほとんど共通する所がない。なぜなら後者の場合、現在および未来の収入は地代に由来し、その経済的関心は自分の消費の必要性にあわせて地代を確保することにあつたからである。

64) Ots Capdequi, *Instituciones*, *op. cit.*, p. 135.

……エンコメンデロは、とりわけ致富をめざし利潤を追求した時代の人であった。またエンコメンデロは、同時代の人々のなかであって、新しい世界の思想と熱望をもっとも強く抱いた活動家でもあった。かれは、中世の人間とは異なっていた。すなわち、世界観や人生観が根本的に異なったからである……それゆえ封建領主のようにたんなる貢納や賦役の享受に甘んじることなく、それらをさまざまな事業の主要な基盤や多様な活動の経済的支柱に転化した⁶⁵⁾。

多くのエンコメンデロは、鉱山、農場、牧場、オブラヘ、製粉所および商会の設立と運営に積極的に参加した。この点に関して、ホセ・ミランダが収集し紹介した数多くの資料が存在する。エンコメンデロであるセバスティアン・グリハルバは、2つの鉱山に関するパートナーシップ契約（*compañía*）の共同出資者であった。フェルナンド・アロンソは、鉱山に関するパートナーシップ契約のために採掘道具と200名のインディオ奴隷を出資し、かつメキシコ市に肉を供給していた。エンコメンデロであるフランシスコ・デ・サンタ・クルスもまた、製粉所、宿屋および牧場の所有者であった⁶⁶⁾。しかしエンコメンデロによるもっとも顕著な経済活動は、まさにコルテスのそれである。第二アウディエンシアの聴訴官のひとりの報告によれば、かれはクエルナバカ付近でサトウキビを栽培する400名のインディオ、および輸送に従事する300名のインディオを所有していた。さらに100名が建築中の建物のために石材を山から運んでいた。多数のインディオがブドウの栽培に、またあるものは養蚕や綿花の播種に従事していた。さらにクエルナバカの住民は、トウモロコシ、トウガラシ、フリホル豆など140カルガをコルテスの鉱山のために供出しなければならなかった。コルテスは、さまざまな事業の運営や大洋間貿易のためにイタリア商人

65) José Miranda, "La función económica del encomendero en los orígenes del régimen colonial de la Nueva España (1525-1531)." *Anales del Instituto de Antropología e Historia*, México, 1947, pp. 421-463, pp. 423-428.

66) *Ibid.*, p. 434.

やスペイン商人と結託していた⁶⁷⁾。

エンコメンデロが事業をおこすために必要な手段をすべて所有していることはまれで、かれらは、他のエンコメンデロあるいは商人とパートナーシップ契約を交わすこともあった。2人あるいはそれ以上のエンコメンデロが、各種の事業をパートナーシップ契約のもとで運営するためにすべての資産をもちよることもあった。また絹やアイなどの生産のためにエンコメンデロと先住民共同体がパートナーシップ契約を交わすこともあった⁶⁸⁾。エンコメンデロは、たしかにミランダのいうように、共同体 = 貢納部門と発展途上にある新しい経済を結びつける一連の経済的、法的関係の中核であった。それゆえひとりのエンコメンデロが、同時に、商人として、共同出資者として、建築の請負者として、職人やあらゆる種類の労働者の雇用者として、そして売買・譲渡契約における当事者として登場した。

しかしながら、たしかにエンコメンデロを本源的蓄積の騎士 (caballero de la acumulación primitiva)⁶⁹⁾と呼ぶことができるかもしれないが、けっして真のブルジョワジーではない。すなわち史上ほぼいつの時代にも存在した<企業家的精神>と資本家の機能を混同してはならない。これは、ミランダの見落とした点であるが、エンコメンデロが、新しい経済を促進するにさいして、一般に一連の独立した事業をおこしたのではなく、同一の自給自足単位 (エスタンシア) の部分を構成する諸要素の集合を作りだしたのである。オブラへの所有者は、羊の群れを手に入れ、かつ労働者のためのトウモロコシを栽培するだろう。鉱山の発見者は、鉱石を砕く精錬所や建築資材を自給するための製材所を設立するだろう。多くの場合、エンコメンデロの熱心な<企業家的>活動は、一連の独立した単位の発生にいたるのではなく、相対的に自給自足的なひとつの総体を構成する相互補完的な諸要素の集合体を生みだした。本源的蓄積の<騎士>であるエンコメンデロは、それ以上に<封建的経済の企業家>でも

67) Woodrow Borah, *Early Colonial Trade and Navigation between Mexico and Peru*, cap. IV.

68) Miranda, *op. cit.*, pp. 434-435.

69) Kossok y Markow, *Las Indias...*, *op. cit.*, p. 34.

あった。かれの収入の大半は、かれ自身の出資する征服や探検事業、権力機関への接近を可能にする領主的生活の虚飾、あるいは武具の紋章やスペインの騎士団に所属する権利の国王からの購入のために浪費された。エンコメンデロはまた、家族、兵士および従者などからなる事実上の廷臣を養っていたが、その多くは労働しなかった。エンコメンデロは、エンコミエンダの経営に直接関与することはまれであった。そのために監督（mayordomo）の手助けを必要とした。かれらは実務的な仕事をすべて引き受けるだけの報酬を受け、かつそのための能力を有しており、そのうえきわめて広範な権限を与えられていた。企業家であると同時に、エンコメンデロは、貴族であり、征服者であり、王室官吏であった。かれの活動は、スペインの支配階級の生活様式をそのまま取り入れたという願望によって導かれていた。その生活様式は、ブルジョワ的なものに到達する以前に、急速に封建化する傾向にあった。

エンコミエンダの全盛期は、インディオがもっとも苛酷な搾取を受けていた時期に一致している。これは単なる偶然ではなく、征服がマセワルの搾取に新しい要素をもたらしたためである。エンコミエンダは、本源的蓄積の手段であるとともに、封建的収奪の手段であり、インディオ労働者を石器時代から16世紀へと暴力的に移植する手段でもあった。征服によって危機的状態におとしいられた先住民共同体から、とくに鉱山やその周辺の経済的複合体、あるいは新しいスペイン人都市に供給するエスタンシアを維持するのに必要な労働と余剰生産物が、抽出されなければならなかった。たとえ黒い伝説（Leyenda Negara）が存在しなくとも、ヨーロッパ諸国とその植民地の関係から類推して、この過程がけっして穏健でも牧歌的でもありえなかったことは容易に推察できる。植民地的搾取という条件下において、ヨーロッパおよびスペイン人社会の経済へと流れる銀は、無上の苦しみをつうじて、そしてときには村全体の物理的抹殺をつうじてのみ手にすることができたのである。

封建制は、大量略奪や殺戮を知っている。しかしひとたび略奪が終わり、ヌエバ・エスパニャのエンコミエンダに依拠して成立した搾取のレベルは、ある重要な生産物が、国内市場、とりわけ国際市場において実現可能な場合にの

み、いいかえれば、資本がその影響力を拡大し、利潤が生産の動機のひとつとなる傾向を示す場合にのみ説明可能である。当初からエンコミエンダは、商品流通圏に統合されていた。そして植民地体制は、商業流通圏をつうじてその搾取機能を遂行した。遠隔地の共同体の生産物がヨーロッパで蓄積されるためには、使用価値から交換価値に、そしてのちには貨幣に転化されなければならなかった。この商品の外見によって、商業と資本主義を混同する一部の研究者は、生産様式を無視し、エンコミエンダを資本主義的な一制度とみなすにいたったのである。

国王は、スペイン人のメキシコ征服が終了したとき、西インド諸島における経験から、すでにエンコミエンダ制の廃止を決定していた。それゆえこの制度は、ヌエバ・エスパニャにおいては、当初からときには暗黙の、ときには公然の圧力を国王から受けた⁷⁰⁾。国王は、当初から貢納制共同体社会を直接その支配下に置き、鉱山部門においてのみインディオ労働を集約的に利用したかったのである。しかしコンキスタドルは、自己資金で先住民を服従させたので、断固その分け前を要求した。さらにコルテスの部下は、3年以上も給与の支払いを受けておらず、戦利品の大部分も御機嫌をとるため国王のもとへ送られていた。

コンキスタドルは、征服されたばかりの王領を維持するためには不可欠であった。かれらの忠誠心、新しい土地への定住、軍事的義務の遂行をどのようにして確保すればいいのか、王室は、かれらをただの年金受給者にするだけの力も資金ももっていなかった。残された道は、コンキスタドルに先住民からの現物と労働からなる貢納を直接享受する権利を与えることだった。国王は、土地や臣下にたいする封建的所有権を与えることを望まず、次善策を選択をした。すなわち一時的で、暫定的な譲渡としてエンコミエンダは、対立する利害の折衷点としてヌエバ・エスパニャにおいても普及した。

一連の紆余曲折をへたのち、ヌエバ・エスパニャの第一アウディエンシアへの教書に添えられた1526年11月付けの勅令は、同アウディエンシアにインディ

70) 次文献参照のこと。Simpson, *op. cit.*, cap. IV.

オを分配する権限を与えた。コルテス自身は、2万3,000人の先住民を委託されたが、実際には、5万人を占有していた⁷¹⁾。エンコメンデロの努力にもかかわらず、王室はエンコミエンダに永代相続の性格を付与しなかった。そしてエンコミエンダが衰退し、エンコメンデロの権限がかなり制限されるようになってはじめてその期限を延長した。すなわち、3世代（1555年）、4世代（1607年）および5世代（1627年）と期限が延長されると、エンコミエンダは、（譲渡不能ではあっても）世襲的制度とみなされはじめ、エンコメンデロも、国庫からの年金受給者にすぎなくなった⁷²⁾。

当初設立されたエンコミエンダは、実際には先住民労働者とエンコメンデロのあいだの私的関係を意味する傾向にあった。王室は、その私的関係を解消するために全力をつくした。たとえば、1536年、とりわけ1542年、エンコメンデロへの強制労働を廃止し、そのかわりにレパルティミエントを導入した。エンコメンデロは、この制度により委託されたインディオを利用するにも許可をえなければならなかった。この傾向は、王室が貢納の査定権を掌握するようになるとともに顕著となった。先住民とエンコメンデロの私的関係は、しだいに先住民 = 副王 = エンコメンデロ間の関係に置き換えられていった。そしてついにエンコメンデロの直接的な貢納徴収権は廃止され、エンコメンデロはたんなる年金受給者に転化したのである。

エンコミエンダを特徴づける不安定性は、その破壊的な性格と先住民の搾取の苛酷さを強化することになった。みずからの権利について不安を抱きつつも、中央権力から遠く離れていたため、広範な行動の自由を享受していたエンコメンデロは、貢納からの収入をただちに新規事業に投下するために新しい経済の拡大が生みだした機会を利用した。ファンデ・スマラガ師は、次のように指摘している——もしエンコミエンダを永代所有とすれば、その受益者は、当局が交替するたびに権利を失うのではないかと危惧することもなくなるだろうし、忠誠心をえるために生活や労働の条件を向上させ、自分の臣下により気を

71) Francisco del Paso y Troncoso, *Epistolario de la Nueva España*, t. II, p. 129.

72) Cué Cánovas, *op. cit.*, p. 63.

配るようになるはずであり、またブドウやオリーブを植えたり、**共同体の生産性を高める**ことにたいしてより関心を示すだろう。さらにメキシコの司教に選出されたかれは、現在の状態ではだれも改善する気になれず、将来を考慮することなくインディオを搾取するだろうとも指摘している⁷³⁾。

王室や教会が、共同体の生存や再生産が可能なまでに貢納を規制しようとする一方で、エンコメンデロは、本源的蓄積や新しく誕生した事業が必要とするレベルにまで徴税を引き上げた。前者の政策は官僚制＝貢納制的構造の確立をめざし、後者は共同体の消滅という犠牲を払ってでも、封建制＝資本制的な新しい経済の誕生をめざしていた。

形態的には、それは、ある種の東洋的先資本制的な現象と明らかに類似している。すなわち共同体生産および専制的中央集権的権力に依拠し、先資本制的でありながら貨幣経済的なシステムにおいて、貢納の徴収者でもある軍人が、国家権力の力がおよばない所で専制的権力を行使した⁷⁴⁾。しかしながら、ここで分析を終われば、古代ローマの奴隷制をイギリスの北米植民地に存在した奴隷制と同一視することに等しいであろう。米国の奴隷制プランテーションは、奴隷制生産様式の基盤ではなく資本主義の発展の基盤であったように、エンコミエンダは、その搾取の貢納的形態にもかかわらず、封建制と萌芽の資本主義とが織りあげる私的所有に依拠する構造の誕生に貢献した。

エンコミエンダは、他の著者たちのような資本制的制度でもない。資本制的制度であると主張することは、エンコミエンダとエンコメンデロを混同することである。エンコミエンダは、その機能面では、鉱業、製造業あるいは商業における企業にはなく、共同体に依拠する貢納制度である。一方、エンコメンデロは、何の葛藤もなく、貢納領主、封建的地主および企業家という3つの役割を果たすことができた。コルテスは、エンコメンデロであったが、だからといってかれの事業をエンコミエンダに限定していたわけではない。教会

73) Icazbalceta, *Zumárraga...*, *op. cit.*, p. 63.

74) Alfred Bonn , *State and Economics in the Middle East. A Society in Transition*, p. 124.

は、植民地期の有力な貸付者であったが、だからといって高利貸しが宗教的制度になったわけではない。17世紀の文書によれば、制度としてのエンコミエンダは、最後まで貢納制と運命をともにしていた。エンコメンデロが、アセンダドあるいは〈企業家〉となれなかった場合——そのような場合が多かったが——、かれらはレパルティミエントにもアシエンダの発展にも頑強に抵抗した。貢納制度であるエンコミエンダから半封建的単位としてのアシエンダへの移行は、ときには隠然とした葛藤をともなったのである。

移行形態としてのエンコミエンダは、封建的諸関係または資本制的諸関係を生みだすこともあるし、貢納制度のまま停滞することもある。その結果は、エンコミエンダにではなく、総体的経済条件やエンコミエンダが展開する地域の社会経済的枠組みに依拠している。メキシコでは、企業家がエンコメンデロではない企業の数が増大した。かつて法外な徴税で知られたエンコメンデロも、防御に転じて〈自分の〉インディオが他のスペイン人に奉仕するのを妨害したり、私的部門への労働力の定期的供給をあらゆる策を講じて阻止しようとした。

エンコミエンダは、17世紀初期、移行の機能を終え、「村落を維持するひとつの要因となった。一方、鉱山やアシエンダに住む植民者の興味は、村落から労働者を切り離し、村落外にかれらを引き止めることにあった」⁷⁵⁾。自分のインディオが鉱山労働にかりだされていたあるエンコメンデロは、鉱山までの往復の道のり5レグワにつき1レアル、インディオに支払われるようにすることができた。また自分のインディオが鉱山労働に従事させられないよう請願するエンコメンデロ、あるいはコレヒドルや教会の酷使からインディオを守ろうとするエンコメンデロもいた。すなわちアシエンダ、製糖工場あるいはオブラへの労働提供にたいする、つまりはレパルティミエントおよびガニャオン制にたいするエンコメンデロ側からの広範な抵抗がみられた。エンコメンデロは、アセンダドや鉱山経営者に転化しないかぎり、〈本源的蓄積の騎手〉ではなくなり、共同体の擁護者や国王の同盟者に転化した。

75) Zavala, *El trabajo...*, *op. cit.*, t. VI, p. XI.

VI レパルティミエント

植民地期の人々は、エンコミエンダおよびレパルティミエントという概念を、本書よりも広義でかつ漠然とした意味で使用していた。たとえば、F. A. カークパトリックは、16世紀、その概念は、以下のような少なくとも3つの異なる意味で用いられていたことを明らかにした。すなわちレパルティミエントとは、1) インディオにスペイン人の生産物の消費を強制するため、あるいは負債を口実に強制労働に従事させるための、インディオへの商品の強制的販売、2) 植民者の事業にたいするインディオ労働集団の割当て、あるいは割当てられた集団そのもの、3) エンコミエンダの付与（エンコミエンダのレパルティミエントといわれていた）、あるいはエンコミエンダそのものを意味していた⁷⁶⁾。

エンコミエンダの概念についても同様である。すなわちロックハートによれば、スペイン領アメリカではあまり使用されず、むしろ＜インディオを委託される (recibir indios en encomienda)＞という一般的な意味で使用されていた。そして17、18世紀、この制度が本来の内容を失うと、この用語が普及した⁷⁷⁾。

しかしながら、経済的分析においては、エンコミエンダやレパルティミエントという概念をこのような曖昧な意味で使用することはできない。これらの現象を研究するためには、厳密に定義されたカテゴリーに還元しなければならない。そのためには抽象化、すなわち現象とカテゴリーをその本質的特徴へ還元するという手段に訴えるしかない。われわれが与えたエンコミエンダの概念の定義（111—112ページ参照）は、16世紀の人々のエンコミエンダについての考えではなく、現実の現象の本質的でもっとも普遍的な特徴とわれわれが考える

76) F. A. Kirkpatrick, "Repartimento-encomienda." *Hispanic American Historical Review*, Durgham, vol. XIX, 1939, pp. 372-379.

77) 次文献参照のこと。James Lockhart, "Encomienda and Hacienda: The Evolution of the Great Estate in the Spanish Indies." *Hispanic American Historical Review*, Durgham, 1969, v. XLIX, n. 3, pp. 412-429; p. 415.

ものに照応している。レパルティミエントの^{レパルティミエント}カテゴリーに関しても同様である。すなわちわれわれは、16世紀末および17世紀初頭に使用されていた（前記第2項の）意味で、しかもより厳密に使用する。問題は、当時の人々がその現象をどう考えていたかではなく、現象そのものを分析することにあるとすれば、このような方法は妥当であろう。

われわれは、レパルティミエントを、スペイン人社会の経済単位において、エンコミエンダのインディオおよびエンコミエンダ外のインディオに課せられた、エンコミエンダを享受していた層よりもさらに広範な所有層に恩恵をもたらした配給・輪番労働制度であると考え⁷⁸⁾。これに以下の点がつけかわえられなければならない。すなわち国王への奉仕にたいする報奨として与えられ、受益者が適当と考え選択する事業にインディオを利用できたエンコミエンダとは異なり、レパルティミエントはきわめて限定された^{レパルティミエント}経済的目的にもとづいて配分されることが多く、その目的以外に利用することは禁じられていた。新しい制度のもとでの申請の優先順位は、最終的には、行政上レパルティミエントを制限、延長、および停止させることのできる副王によって決定された。その場合、エンコメンデロの必要性よりも、銀経済の発展が最優先された。

以後賃金を定め、決定を執行する分配官（juez repartidor）を任命したのは副王であった。労働力の分配が副王に報告なく行われた場合、その分配を無効とした。いかなる受益者も、かれが必要とする労働力への権利を与える副王の命令書を分配官に提示しなければならなかった。その命令書も現地の官吏が現場で調査したのちはじめて与えられた。たとえば、1579年9月29日、副王マルティン・エンリケスは、ケタロの市長にランガロ・サンチェスの牧業事業の内容と規模について報告するように命じているが、その報告によりレパルティミエントのインディオの分配を享受するために、かれが提出した申請書が正当かどうか判断できたであろう。場合により副王は、申請者の事業の枠を大幅に超える調査を命じた。1591年

78) 次文献参照のこと。 Gibson, *op. cit.*, p. 224.

2月13日、第2代副王ベラスコは、収穫と耕作のために100名のインディオを申請したアロンソ・デ・アバロス・サアベドラの事業の内容について正確にかれに報告するようにアバロス地方の長官に命じた。副王は、付近の修道院やアバロス地方の住人たちが、レパルティミエントによりどのような利益を受けるのか、派遣するインディオの数を何名減らせるのか、派遣距離はどれくらいか、そして最後に該当地域で他にも労働力が徴募されているかどうかについての報告を求めた。1559年、副王、モンテレイ侯スニガ・イ・Aは、アントニオ・デ・サアベドラがトゥーラ地方に所有する約1,750ヘクタールの大家畜エスタンシアおよび780ヘクタールの小家畜エスタンシアについての詳細な報告を求めた。副王は、この牛や羊の牧場主が、実際にインディオを必要としているかどうかを探ろうとしたのである⁷⁹⁾。

農業に関するレパルティミエントの場合、スペイン人の企業にたいし共同体はその労働者の2%（のちに4%）、労働需要のもっとも多い時期は4%（のちに10%）を義務労働として提供しなければならなかった。毎週月曜日の朝、輪番にあたるインディオ集団が出発した。かれらの労働は火曜日にはじまり、つぎの月曜日までつづき、その日に賃金を受け取り、出身の村へ帰還した。同日かれらの仕事は、交替するためにやってきた労働者にひきつがれた。

1580年、アスカポツァルコ村のレパルティミエントがどのように機能していたかは、2月19日付けの副王マルティン・エンリケスの命令書により知ることができる。当時この村の分配官は、ファン・サンチェス・アドリアノであった。このレパルティミエントは、分配官の居住する首邑(cabe-cera)に従属する小村落をも管轄しており、分配官は、毎週873名のインディオを分配のために集めなければならなかった。これらのインディオ

79) Charles Verlinden, "El régimen de trabajo en México." *Historia y Sociedad en el Mundo Hispánico*, p. 227.

は、23の村と地区（barrio）から提供された。たとえば、テスココは140名、テペアプルコは100名を提供しなければならなかった。11月から4月にかけては、仕事が少ないため労働者徴募集団は半減した。分配官は、提供可能な労働者の割当人数とレパルティミエントの受益者を記録した。各インディオは、年3回、火曜日に始まり月曜日の夜に終わる一週間の労働提供の義務を果たさなければならなかった。週6日の労働にたいし4レアルの賃金が支払われた。特権者、高齢者および病人を含む先住民人口の5分の1は、義務労働を免除された。特権者とは、村の財務管理を主たる職務とする村長（gobernador）（カシーケであることが多く、またそのことにより奉仕義務はなく、さらに征服以前の伝統的領主権の一部を保持していた）、参事（regidor）（各村1名から4名）、行政官（alcalde）（1名ないし2名）およびかれらを補佐した警吏である⁸⁰⁾。

さらに共同体にたいして、レパルティミエントの一環として、鉱山、公共事業、運輸、家内労働などへの労働力提供が課されていた。レパルティミエントは、スペイン人社会の経済発展にとってエンコミエンダよりも適切な制度であった。しかしレパルティミエントもまたその矛盾のために1世紀もたないうちに時代遅れの制度となった。レパルティミエントは、必然的に対立する2つの過程および利害の調和を企図するものであった。すなわち一方では、労働者の過度な流出を阻止しつつ先住民共同体を保護し、スペイン人事業への労働力の定期的供給をめざした。他方では、新しい経済的枠組みへのインディオ個人の編入、それと平行する共同体の紐帯の維持をめざしていた。（各インディオは、年2、3度のみレパルティミエントに従事したが、労働義務遂行証明書によって過度の要求にたいし守られていた）。

いうまでもなく、これは一時的な制度であった。新しい経済の発展は、必然的に鉱山やアシエンダなどにたいする絶対的な従属をもたらした。さらに個人と古い社会＝経済的細胞とのあいだの紐帯を断ち切り、個人を新しい生産単位

80) *Ibid.*, p. 229.

へ直接的に従属させた。1560年代、エンコミエンダからレパルティミエントへの代替過程は急速に進行し、16世紀末には、経済外的強制の新しいシステムである後者が一般化した。副王は、インディオをとりもどそうとするエンコメンデロの努力にたいし、かれのエンコミエンダのもとにある村のインディオを利用するアセンダドのほうを擁護した。たとえば、自分のインディオがレパルティミエントによりグァナファト鉱山で働かされるのを阻止しようとしたあるエンコメンデロにたいし、副王は、このエンコメンデロの妨害をやめさせる命令書を発行した。またバジェ侯の村のインディオが、製糖工場のスペイン人所有者のもとで働くことを許可している。ユカタン地方の長官は、みずからのエンコミエンダのインディオがレパルティミエントによりサンルイスやシチュの鉱山で働くのを自分では阻止できないため、副王に訴えた⁸¹⁾。エンコメンデロは、〈自分の〉村のインディオの労働力を利用したければ、——多くの場合許可されたが——レパルティミエントを申請しなければならなかった。しかし許可されたとしても、他の雇用者同様、賃金を支払わなければならなかった⁸²⁾。エンコミエンダからレパルティミエントへの代替と平行して、貢納特有の無償労働がだいに姿を消し、賃金の支払義務が普及した。16世紀の60年代頃には、無償労働は一部の公共事業や例外的な場合に限定されていた。

レパルティミエント制においては、総体としてのインディオがスペイン人社会の集団的必要性にたいし植民地的従属のもとに置かれていることが、めだって特徴的である。小麦が不足した時期、副王は、定期的に都市の市場に穀物を供給するスペイン人農業経営者にたいしとりわけ労働義務を遂行するようインディオに圧力をかけた⁸³⁾。1616年の記録によれば、この年1万人以上のインディオがメキシコ市の排水工事のために働かされている⁸⁴⁾。首都近郊の製材所にたいするレパルティミエントは、公共事業のための木材の供給に必要であると

81) Zavala, *op. cit.*, t. IV, p. XI y XII.

82) *Ibid.*

83) Zavala, *Ordenanzas...*, *op. cit.*, p. 31.

84) Gibson, *op. cit.*, p. 230.

いう口実で許可された⁸⁵⁾。

先住民人口が減少し、新しい企業が発展すると、（中央権力およびエンコンドロに支援された）共同体と企業家とのあいだの争いは激化した。共同体はレパルティミエントの緩和につとめ、企業家はその拡大を要求した。非合法的な慣行が頻発し、先住民にたいする専横が増大した。

スペイン人のアシエンダ、建物、農地、鉱山、家畜、修道院および修道会は、インディオの奉仕と援助がなければ、維持することも発展させることもできない。しかしインディオの本性や、職についたり、働いたり、稼ごうとあまりしない性向は、きわめて不都合であり、能力と礼節をそなえているなら当然なすべきこと、すなわち奉仕のために行動することをねに強制せざるをえなかった。このような強制は、スペイン人の必要性やかれら自身に課された義務にもとづいている……インディオにとってその強制はきわめて苛酷なものであったため、多くの聖職者は、このようなレパルティミエントや私賦役をすべてやめさせようとした⁸⁶⁾。

国王は、この過程を阻止するために1601年から1632年にかけて、繰り返えしレパルティミエントを緩和、あるいは廃止しようとさえした。先住民の待遇を改善するために、経済的強制を緩和することなく、雇用者間での競争を増大させようとした。そのために1601年、国王は「これまでに行われてきた、あるいは行われている農耕、家屋、家畜番、家内労働、その他についてのインディオのレパルティミエントを停止するよう命令した……地方を維持するためには、かれらをそのような仕事に従事させることが不可欠であったため、以後インディオは、スペイン人あるいは他のインディオと契約するために広場に連れてこられるか、あるいは出向くことが導入された……日雇いあるいは週雇いで契約が行われ、インディオは自分の望む者のもとに行き、希望する期間中働け

85) Zavala, *op. cit.*, p. 71.

86) Scholes y Adams *op. cit.*, p. 47.

るようになった。同様に身分が低く、怠惰なスペイン人、メスティン、黒人、ムラトおよび自由な黒人奴隷 (zaimbagos) も強制的に働かせることができるようになった⁸⁷⁾。

しかし法律の効果はきわめて限定され、レパルティミエントはほとんどの地域でその名称で公然と、あるいは強制雇用 (*alquiler forzado*) という新しいシステムに姿を変えて維持された⁸⁸⁾。レパルティミエントは、賃労働者のスペイン人企業への債務による拘束 (ペオン制) という、新しい経済にたいする共同体のより高度な従属段階を意味する経済外的強制の新しい諸形態が一般化したとき、その地位を譲ることになる。しかしアシエンダにおける労働体制については、本書の第2巻においてくわしく触れることにする。

VII ナボリオ、ガニャンおよびペオン

植民地期当初、共同体員にくらべ自由はより制限されているが奴隷ではないインディオを、ナボリオ (naborío) と呼んでいた。この名称は、16世紀後半以降レパルティミエントに拘束されずスペイン人の生産単位で働く労働者を意味するようになった⁸⁹⁾。そしてしだいにインディオ・ナボリオ、ラボリオ (laborío) およびガニャン (gañán) という言葉は同義語となった。

農業、鉱山およびオブラヘでは、当初から賃労働者が存在した。ときには契約の自由は、債務による拘束やその他のメカニズムをつうじて制限された。しかし自由な賃労働者も存在した。その数は、16世紀最後の2、30年間以降かなり増大する。しかしながらさまざまな形態の経済外的強制をつうじて束縛されているインディオと明確に区別できる特定の層を形成していたわけではない。債務で束縛されている労働者と自由な労働者のあいだには、一連の従属の中間的形態のもとに置かれている労働者が存在していた。

賃労働者の萌芽的形態あるいは半自由労働者に一見みえる者たちから、農業

87) Zavala, *El trabajo...*, *op. cit.*, t. VII, pp. VII y VIII.

88) *Ibid.*, p. XVIII.

89) *Ibid.*, p. XIII.

において債務ペオン制が誕生し、19世紀には一般化する。サバラによれば、「アシエンダにおけるその労働制の起源は、エンコミエンダや強制的レパルティミエントに求めるよりむしろ自由意志によるガニャン制に求めなければならぬ」⁹⁰⁾。16世紀後半の自由な賃労働者は、共同体や国王にたいする義務からのインディオの解放を意味する。しかしながら、それは一過的な＜解放＞であった。やがて個人としてのインディオ労働者と地主とのあいだに直接的な経済外的強制の紐帯が確立したが、それは共同体あるいは国家の仲介からより独立したものであった。すなわち専制＝貢納関係が崩壊し、半封建的アシエンダがそれに代替したことを意味する。インディオ・ガニャンあるいはインディオ・ナボリオは、エンコミエンダやレパルティミエントの場合とは異なり、決定的に共同体経済から分離し、スペイン人社会の新しい経済単位へと移動した。

ナボリオやガニャンの労働は、スペイン人地主にはきわめて好都合であった。定期的輪番制のレパルティミエントよりも生産的で、奴隷購入に必要な多額の投資を不要とした。しかしこの労働制の普及は、貢納制経済と結びつく共同体、国王およびエンコメンドロという諸要素との葛藤を招いた。

ガニャン制の発展にもっとも頑強に抵抗したのは共同体であった。共同体は、共同体員がアシエンダに引き寄せられるのを全力で阻止しようとした。アセンダドによる共同体員の強引な引き抜きを阻止するため裁判に訴えた。そしてアシエンダのガニャンが、レパルティミエントの義務を遂行しつづけるよう要求し、かつ共同体に課せられた貢納をかれらに支払わせるよう請願した。そのため当局にたいしかれらを代表するスペイン人＜弁護人 (amparador)＞を雇った。共同体員の運命をめぐる共同体とアセンダドの争いは、暴力的な様相を呈することもあった。先住民共同体とアシエンダの争いは、土地のみならずそれ以上に重要な農民をめぐる展開した。この争いは以後3世紀以上つづくことになる。アシエンダが拡大するごとに再燃するこの紛争は、1910年の〔メキシコ〕革命の主要な原因のひとつであった。

17世紀中頃、ナボリオ、ガニャンおよびペオンの労働は、かれらが多少の債

90) *Ibid.*

務を負っているにせよ、多少自由であるにせよ、スペイン人所有地においてはレパルティミエントに代替していた⁹¹⁾。エンコミエンダ = レパルティミエント = ガニャン制 = 債務ペオン制という進化、すなわち共同体から新しい生産単位への代替、そして共同体員からアセンダやオブラへなどに緊縛された労働者への代替には内的論理性がある。エンコミエンダは、基本的には共同体に依拠する制度である。共同体外での共同体員の労働利用は、例外的である。エンコメンデロは、すくなくともその多面的な人格のひとつは貢納領主のそれでありつづけた。レパルティミエントは、エンコメンデロの所有ではないスペイン人企業の発展と増大にたいするひとつの対応策である。王室は、すべての共同体員に厳格なシステムをつうじてスペイン人の経済単位で労働を提供することを要求した。ボラーの試算によれば、15歳以上のインディオにたいし、労働現場まで旅行する少くない時間を除けば、鉱山では年間の労働時間の約6.08%、農業労働では6.3%が要求された。ガニャン制や債務ペオン制は、労働者と共同体を地方のアセンダと直接結びつけるとともに、同時にかれらを中央の官僚の監視から解放し、輪番による膨大な時間の浪費を解消した。定住ガニャン (gañan acasillado) に転化した共同体員にとって、共同体経済から私的経済への移行はまさに完了しようとしていた。

91) Borah, *The forgotten...*, *op. cit.*, p. 39.